

高齢者福祉サービスをご利用ください

平成26年度実施の主な高齢者福祉サービスをご案内します。

各サービスを希望される方は、申請書をご提出ください。サービスによっては訪問調査を行い審査のうえ、決定されます。

申請・問／長寿はつらつ課 ☎463-1921

安心見守り連絡カード配付事業

在宅の高齢者が、自宅において急病または事故等が発生した場合に、本人の身元情報等を救急隊員や関係機関に伝達する手段のひとつとして、安心見守り連絡カードを配付します。

対象者／

- ①75歳になった独居高齢者の方
- ②65歳から74歳の独居高齢者の方で、身体障害者手帳1級・2級を所持している方
- ③療育手帳(A)・Aの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

引換方法／対象者には申請書を送付しますので、申請書を市役所までお返しください。市でカードを作成します。



配食サービス

自ら食事づくりが困難な方の自宅に、栄養のバランスのとれた昼食をお届けします。また、配食時に利用者の安否確認を行います。

対象者／65歳以上の独り暮らし等の方で、食事の支度が困難で、また、他の方から食事の提供を受けられない方

お弁当種類／普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等（配食業者により異なります）

利用方法／市で契約をした事業者からあらかじめ食券を購入してください。市では1食あたり200円を補助しています。



新聞販売店による見守り活動事業

朝霞市新聞販売同業組合と協力して、高齢者の新聞販売店による見守り活動を行っています。

見守りサービス申込者に対して、新聞が3日分たまるなど、異変を感じた場合に、市職員等による訪問調査を行います。

また、緊急事態と判断した場合は、警察署等適切な機関に通報します。

対象者／配達により新聞を購入している方で、65歳以上の単身高齢者または高齢者のみの世帯



乳酸飲料配付サービス

75歳以上の独り暮らし高齢者に対し乳酸飲料を直接手渡し、声かけすることにより、安否を確認します。

対象者／介護保険のサービスを利用していない75歳以上の独り暮らし等の方で、朝霞市内に子が住していない方

利用者負担／無料

利用回数／週3日以内



安心見守り通報システムの設置

65歳以上の独り暮らし等の方で、日常生活において不安を感じる方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を有料で設置します。

対象者／慢性疾患が無くても日常生活に不安を感じる65歳以上の独り暮らし等の方

利用料金／月500円（生活保護受給者等は無料）

緊急通報システムの設置

65歳以上の独り暮らし等の方で、慢性的に心臓疾患等をお持ちの方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を無料で設置します。

対象者／心臓疾患や脳疾患等の慢性疾患をお持ちの65歳以上の独り暮らし等の方

利用料／無料

バス・鉄道共通カードの交付

高齢者の外出支援を目的としてバス・鉄道共通カードの給付を行います。

対象者／平成27年3月31日現在で70歳以上の方

引換方法／引換券を引換窓口にご持参ください。

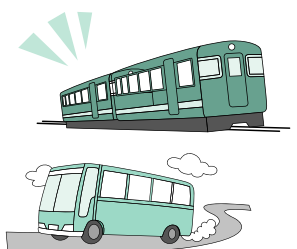
※対象者には後日、引換券もしくは申請書を送付します。

引換窓口／長寿はつらつ課、内間木支所および各出張所

給付金額／70歳になられた方は2,000円分

（デポジット500円を含む）のP A S M Oを年間1枚交付します。

また、昨年対象の方は、申請により1,000円（チャージ料）を指定口座に振り込みます。



訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方に、市が委託した理髪師または美容師を派遣します。

対象者／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室等に出向くことが困難な方

利用限度／年6回（ただし、支給が決定された時期で異なります）

費用負担／市が理美容師の出張料金（2,000円）を負担し、カット料金等については利用者の負担となります。



紙おむつの支給

在宅で寝たきりなどの状態にある方に紙おむつを支給します。

対象者／65歳以上の在宅の方で、寝たきりおよび重度の認知症のため、失禁状態にあり、住民税が非課税の方

※生活保護受給者で、紙おむつの支給を受けられている方は、対象外となります。

利用者負担／なし

生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする65歳以上の方が、自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。

対象者／次の①または②の要件に該当する方

- ①介護保険の要介護・要支援認定で非該当（自立）と判定された方で家事（身体）援助が必要な方
- ②介護保険の要介護認定を受けている方で、介護保険の適用外のサービスが必要と認められる方

利用者負担／介護保険に準じた額（ただし、生活保護受給者については無料）

ねたきり老人等手当の支給

病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある在宅の高齢者に、「ねたきり老人等手当」を支給します。

対象者／65歳以上の方で病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある方
※介護保険施設、養護老人ホーム、障害者更正施設など施設入所している方は対象外となります。

支給額／1か月当たり1万円（年3回 8月・12月・4月に支給します）

家具転倒防止器具等設置補助事業

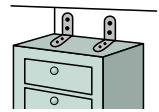
大きな地震による、家具の転倒等を防止するために、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。

なお、取り付け事業者は市に登録した市内事業者となります。取り付けの際は、事前にお問い合わせください。

対象者／65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

補助対象／

- ・家具の転倒防止等に有効な器具と取り付け費用
 - ・ガラス飛散防止に有効なフィルムと取り付け費用
- 補助金額**／1世帯1回に限り 1万円（限度額）



寝具乾燥車の派遣

寝たきりなど身体上の理由で寝具類を干すのが困難な高齢者の方に、月2回、寝具類乾燥車を派遣します。

対象者／65歳以上の在宅の方で、身体の障害などがあり、また、介護や手助けを受けられない状況の方で住民税が非課税の方

利用者負担／なし



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として市内を5つの圏域に分け、5か所設置されています。

受付時間／平日午前8時30分～午後5時
（各センター共通）

主な業務／

●介護予防ケアマネジメント

介護が必要になることを予防するために、希望や目標を伺ったうえで、最適なプランを作成します。

●総合相談

高齢者やその家族、地域住民の方などから、さまざまな相談をお受けします。

●高齢者の権利を擁護する支援

高齢者虐待予防への対応、悪質な訪問販売等からの被害防止などの支援を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の心身の状態・変化に合わせて必要なサービスが受けられるよう、関係機関との調整を行います。



地域包括支援センター所在地・電話番号／

地域包括支援センター 内間木苑

上内間木498-4 特別養護老人ホーム内間木苑内
☎458-2022

地域包括支援センター つつじの郷

西弁財1-10-21 プリランテ朝霞台103
☎472-1574

地域包括支援センター モーニングパーク

溝沼3-2-26
☎0120-247355

地域包括支援センター ひいらぎの里

岡3-17-60 グループホームひいらぎの里内
☎291-9111

地域包括支援センター 朝光苑

青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム朝光苑内
☎450-0855